

進出形態の比較表

	外国会社		内国会社	
	駐在員事務所	日本における 営業所	株式会社	合同会社
継続取引の可否	不可	可能	可能	可能
登記の要否	不要	必要	必要	必要
登録免許税		9万円 (営業所を設置しない場合は6万円)	資本金の額の 1000分の7 (最低15万円)	資本金の額の 1000分の7 (最低6万円)
資本金	不要	不要	1円以上	1円以上
外為法規制	なし	事前届出	事前届出 又は事後報告	事前届出 又は事後報告
業務執行の決定	本社	本社	取締役(会)	社員
居住代表者の要否	不要	日本における 代表者のうち 1名以上	不要 【27.3.16 先例変更】	不要 【27.3.16 先例変更】
役員等の任期		会社法上の 規制なし	原則2年 最大10年	なし
計算種類の開示	不要	株式会社類似の 場合は、必要	必要	不要
債権者に対する責任	無限責任	無限責任	有限責任	有限責任
訴訟リスク	本国に及ぶ	本国に及ぶ	原則、本国に 及ばない	原則、本国に 及ばない
日本国内での課税範囲		PE 帰属所得	全世界所得 + 配当源泉徴収	全世界所得 + 配当源泉徴収
内国会社への移行の可否	不可	不可	合同会社への組織変更が可能	株式会社への組織変更が可能
撤退手続	手続不要	債権者保護手続 (1ヶ月)	債権者保護手続 (2ヶ月)	債権者保護手続 (2ヶ月)

合同会社 (LLC) は、パススルー課税なし

資本金の額の決定については、在留資格(就労ビザ)、許認可、外形標準課税に留意する。